

会 議 録

作成:平成28年5月24日

会議名称	平成28年度第1回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	平成28年5月24日(火) 午後2時00分～2時50分		
開催場所	交野市保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)3階 展示活用室		
出席者	・委員 12人出席(欠席者3人) ・事務局6人	合計 21人	傍聴者 3人
配付物	<p>次 第</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交野市子ども・子育て会議委員名簿 ・交野市子ども・子育て会議条例 ・交野市子ども・子育て会議条例施行規則 ・説明資料 幼保連携型認定こども園への移行について ・交野市立幼保連携型認定こども園条例案 		
内 容	<p>1. 4月1日付交代委員への委嘱状交付 2. 委員・事務局職員紹介 3. 会長挨拶 4. 委員出席状況報告 5. 議題 (1)公立幼稚園の認定こども園への移行について</p> <p>事務局:平成29年4月に公立幼稚園3園を子ども・子育て支援新制度で新たに制定された幼保連携型認定こども園に移行したいと考えています。</p> <p>制度の概要としましては、国の制度では文部科学省所管の学校教育機関としての幼稚園と、厚生労働省所管の児童福祉施設としての保育所は別のものとして、位置づけられていますが、市の公立幼稚園ではこれまで幼保一元化をかけた、園内で幼稚園と保育所一元的な運営を行ってきました。</p> <p>子ども・子育て支援新制度において、新たに創設された幼保連携型認定こども園は、本市が推進してきた幼保一元型の理念に合致し、法制度上においても一元的な幼児教育あるいは保育の提供が可能となります。</p> <p>園児の受け入れについては、幼稚園部分は4歳児・5歳児(年中・年長)のみの受け入れをしてきましたが、新たに3歳児についても受け入れを計画しています。また、教育・保育の定員の弾力化による多様なニーズに対応できるよう定員の見直しを行います。これにより、幼児教育・保育等の質・量の拡充とともに、待機児童の解消をはかります。</p> <p>それでは、資料に沿って説明します。 (資料説明)</p> <p>会 長:説明が終わりました。 質問・ご意見がありましたら、よろしく願います。</p>		

委員A:延長保育の時間は、何時～何時になるのですか。

事務局:現行と変わりなく、朝は7時～、夜は7時までです。

委員A:条例案の別表第2に記載のある延長保育の料金は、保育料以外にかかるのですか。
10分150円ですか。

事務局:そのとおりです。

委員A:公立保育所の現場としては、どのような状況ですか。
延長保育の現状と、認定こども園になるということについて。

会 長:では、延長保育についてお願いします。

事務局:延長保育については、今迄の制度と変わりはありません。
ただ、一時預かりについては、幼稚園部分について、現在、夏休み等の長期休暇期間中に
実施はありませんでしたが、実施していくこととなります。

委員B:一時預かり保育の1日1,500円というのは、公立幼稚園だからその金額なのでしょうが。
というのも、私立の保育園に1日(9時～17時)で預けると1日3,000円かかりますが。

事務局:条例案の中の1,500円は、上限額で、夏休み等の長期休暇中は預かり時間がながくなりま
すので、最長時間を想定した金額設定です。

副会長:各園によって、金額が違います。各園で決めています。

委員B:部外者は、利用できない、ということですか。

副会長:在園児が対象となります。

委員B:では、幼稚園の在園児が1日最高1,500円で利用できる、ということですね。

事務局:そういうことです。

副会長:私から、質問よろしいでしょうか。

会 長:どうぞ。

副会長:認定こども園に移行するにあたって、条例案の別表第2で、それぞれの園の合計定員数は
記載されていますが、支給認定こども(1号～3号)の内訳を教えてください。

事務局:第1認定こども園が 合計定員 165人

内訳は、1号が50人(現行60人)、2・3号が115人(現行110人)

第2認定こども園が 合計定員 210人

内訳は、1号が59人(現行60人)、2・3号が151人(現行120人)

第3認定こども園が 合計定員 200人

内訳は、1号が57人(現行60人)、2・3号が143人(現行120人)となります。

会 長:他に質問などはありますか。

委員A:今、定員をお聞きしましたが、待機児童の解消につながるのですか。

事務局:少なくとも、定員の拡大はおこなっておりますので、その分の効果は必ず現れてくるものと考えています。

ちなみに、この4月の待機児童は、約50人で、数字上では、概ね解消できているという形にはなるのですが、現実的にはうまくいかない部分もあるかもしれませんが、ひとつの大きな待機児童解消の要素になると認識しています。

会 長:現在の待機児童の数字をみて、定員を拡大したのですか。

事務局:そうではありません。50人という数字はあとからでできた数字です。

幼稚園を認定こども園に移行するにあたりまして、既存施設を拡大することなく、施設をより有効に利用する形で面積基準の中で、最大限の人数を出したものです。

会 長:6月の補正予算は定員拡大に伴うものですか。

事務局:はい。定員拡大に伴う改修工事の他、最低限必要な整備がございます。

委員B:3園の改修工事ですが、基本的には、既存施設の範囲内であるということなのですが、どういったところを工事するのですか。50人の待機児童がいる中で、今すぐにでも対応できるのではないかなと思ったのですが。

事務局:認定こども園に移行することに伴い必要な整備をするものです。

今、3歳児を受け入れていない中で、教室は今のところ、ほぼ満員の状態です。3歳児のクラスについて、壁をつくったり、トイレを整備したりと3歳児を受け入れるための工事となります。

会 長:29年の4月からの受け入れのための工事ですね。

他に質問などありませんか。

委員A:認定こども園になるにあたって、現場での状況を教えてください。

会 長:認定こども園になることについてですね。

委員C:保護者の生の声は聴けていませんが、「来年から3年保育になるかも」といった話がでると、喜んでいらっしゃる様子です。

職員として、単一施設になるということは抵抗はありませんが、3歳児を受け入れになるということについては、いろいろな配慮が必要になるということで、検討しているところです。

始まってからでなければわからないところもあろうかと思いますが、最低限、整えるところは整えて、受け入れに際して不備がないようにと考えています。

会 長:今まで、通称で「幼稚園」という名称をつかってきてましたね。

それが今回は、「認定こども園」という公式名称を使うこととなりますが、今までの一元的に運営するということとは、立場が変わると思うのですが、心構え、考え方はどんな感じとなりますか。

事務局:数十年前から、一元化でしたので、法の制度が後を追ってきたというところで、特に中身が変わるというわけではありませんが、質・量ともに拡充という面でも、いいスタートがきれるのではないかと考えています。

委員D:認定こども園って浸透していないと思うのです。

保護者会等で、役をしていなければ全くわからないことです。

名称が変わって、人数が増える、ということなのでしょうか。

結局、保育所に子どもを預けていて、変わりはないということなのですね。

事務局:保育所部分については、利用されている保護者にとって、看板が変わる以外はほぼ変更はありません。

利用時間であったり、申込みの方法であったりとか、保育所の部分については、何もかわりありません。

委員D:園児が増えるのであれば、先生も増えるのですか。

事務局:定数をさわっているので、保育士等の配置基準がありますので、子どもの年齢に応じた配置を考えていくこととなります。利用者にとっては、名称の変更というところが目に見えて変わるところになるのですが、その他の部分については不安なく影響がないと考えています。

ただ、幼稚園部分については、3歳児を預かる、ということと、夏休みの一時預かり実施という点で変わってきます。

会 長:認定こども園はいきわたっていないでしょ。

だから先ほど、どういう名前にしますかときいたのです。

第1保育所・第1幼稚園が第1認定こども園になります、と言われたところで、頭が混乱する。

なんら、かわりはない、ということはキッチリと言っておかないと。

延長の話でもそうです。延長も今までどおりますけど、それプラスでこういうこともしますということははっきり言っておかないといけませんよね。

そのあたり、事務局で十分打ち合わせしておいてください。

名前、というのはかなり大事です。条例ではこう記載していますが、保護者にとっては、あまだのみや幼稚園はあまだのみや幼稚園、あさひ幼稚園はあさひ幼稚園なのです。

幼稚園と認定こども園と、認定こども園は、国が言っているのはこうだけど、市としてはこうなのだ、ということをはっきりしておいた方がいいと思いますのでお伝えしておきます。

他に質問・意見等ありませんか。

委員B:待機児童を経験した私から言うと、改修工事に一年かけるのではなく、半年でも一年でも早くでき、受け入れを早めていただければと思います。

会 長:待機児童を無くす努力をしていただきたい、ということでよろしく申し上げます。

副会長:1点、幼保連携型認定こども園のメリットを申し上げます。

従来の保育所は学校教育法にのってなかった。

公に言うと幼児教育をしていないという法律上の認識になります。

それが、幼保連携型認定こども園になると、2号認定・3号認定いわゆる保育所に入っている子どもたちも幼児教育を受けたという公的なしるしがもらえるということになります。

これがメリットとなるというふうに言われていますが、実際入られている方にとっては、そんなにかわるものではありません。

会 長:説明ありがとうございました。

メリットは、教育に基づいたということだということですね。

いろいろな意見がでしたが、事務局として、最大限努力するということをお願いしたいと思います。

他にご意見等ありますか。

なければ事務局、よろしく申し上げます。

事務局:皆様、ありがとうございました。

それでは次回の交野市子ども・子育て会議の開催についてでございますが、7月頃を予定しております。

日程や内容につきましては、改めて皆様にお知らせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会 長:では、次回の開催につきましては、改めて調整のうえご案内いただくということですので、事務局よろしく願います。

では、本日の案件は全て終了いたしました。
ご多用のところ、本日はお疲れさまでした。
これにて閉会とさせていただきます。